（別添１）

「令和８年台風第１８号災害義援金（鹿児島県）」　取扱要領

１　義援金の受付け

（１）　共同募金会の直接受付

寄付者が共同募金会に直接寄託する場合は、次の窓口で受け付けます。

ア　宮崎県共同募金会事務局

宮崎市原町２－２２　宮崎県福祉総合センター　人材研修館３Ｆ

TEL０９８５（２２）３８７８　FAX０９８５（２２）３８７９

イ　市町村共同募金委員会事務局

留意事項

（ア）　義援金を寄託された時は、所定の振込票により宮崎県共同募金会に送金してください(振込票の備考欄に「鹿児島台風 18 号災害義援金」と明記をお願いします)。

（イ）　義援金の送金の際には、別添２の災害義援金寄付者名簿に寄付者の氏名・金額などを記入の上、宮崎県共同募金会に報告してください。

（ウ）　寄付者が義援金について税制上の優遇措置(所得税・法人税)を希望される場合は、受付者名簿の該当欄に〇印を記入してください。

（２）　義援金の直送

寄付者が直送したい場合は、鹿児島県共同募金会において下記のとおり口座が開設されています。

また、**直接寄託した寄付者には、金融機関振込時の利用明細票が「免税証明書」となり、別添「募集要綱」を添えて税務署へ御提出いただければ、税制上の優遇措置として確定申告が可能ですので、寄付者にその旨、御案内ください。**

２　本会に寄託された義援金の取り扱い

共同募金委員会より寄託された義援金は、宮崎県共同募金会より鹿児島県共同募金会に送金します。

３　義援金の配分

鹿児島県共同募金会に寄せられた義援金は、鹿児島県が設置する義援金配分委員会において配分を決定し、被災者に配分されます。

４　義援税制上の取り扱い

この義援金は所得税法上第７８条第２項第１号及び法人税法上第３７条第３項第１号に規定する「国または地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第３７条の２第１項第１号及び同法第３１４条の７第１項第１号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当し、税の控除対象となります。ただし、税の軽減を受けるためには、義援金の領収書または義援金の振込票の控え、義援金募集要綱の写しの添付など所定の手続きが必要です。

５　その他

今回は義援金のみとし、救援物資・物品等の受け付けは行いません。